

八王子市文化財保存活用地域計画(素案)について

1 報告趣旨

平成30年(2018年)の文化財保護法の改正により、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画(「文化財保存活用地域計画」)を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるようになった。本市では既に文化財行政のマスタープランである「八王子市歴史文化基本構想」を策定しており、ここで同構想にアクションプランとしての要素を加えて再構成し、「八王子市文化財保存活用地域計画」として素案をまとめたことから、その内容及び今後のスケジュールについて報告する。

2 報告内容

(1) 計画の目的

認定された「八王子市文化財保存活用地域計画」を基に、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を進め、日本遺産の認定により気運の高まっている本市の「歴史文化を活かしたまちづくり」の一層の推進を図る。

(2) 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までの9年間

(3) 計画(素案)の概要

ア 基本理念

わたしたちが守り育てる みんなのふるさと八王子

イ 基本方針

- ① 文化財の継続的な調査・研究
- ② 文化財の適切な保存・管理
- ③ 文化財の担い手の育成・支援
- ④ 文化財の普及・啓発・活用
- ⑤ 歴史文化資源を活用したまちづくりの推進

ウ 文化財の保存・活用の取組

(ア) 計画期間内に行う取組

基本理念・基本方針に基づいて計画期間に実施する文化財の保存・活用の取組を取組時期や主体を明確にして記載

(イ) 重点事業

- ① 調査・研究関連事業
- ② 日本遺産推進事業
- ③ 八王子城跡関連事業
- ④ 新郷土資料館整備事業

(4) 今後のスケジュール

令和4年(2022年)

4月～5月	文化庁確認	⇒必要に応じて修正
6月上旬	関係省庁確認	⇒必要に応じて修正
7月上旬頃	文化庁長官へ認定申請	
7月下旬頃	文化庁長官の認定結果の公表	